

《反対討論》

議会議案第10号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定に厳重に抗議する意見書の提出について、請願第11号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求めることについて、請願第13号集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求めることについて、反対の立場から討論を行います。

この度の議会議案や請願では、「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」と言われておりますが、そもそも、平成26年7月1日の閣議決定は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」が正式なタイトルであります。この一点に関しても、政治評論家の森田実氏は、「たとえば、7月1日の閣議決定の全文を報道した『朝日新聞』の見出しは

「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定（全文）」と、わざわざ囲みをつけて「全文」を報道しました。これを見れば、読者は、7月1日の閣議決定のタイトルがこれだと思ってしまうでしょう。しかし、これは朝日新聞社の編集者が勝手に付けたものなのです」「今回の7月1日の閣議決定のような歴史的にも重要な文書のタイトルを、朝日新聞社が勝手に違ったタイトルに変えることは許されることではないと思います。これは罪です」と述べています。閣議決定の内容は、安全保障法制整備の方向性や考え方を明確にした基本方針であり、他国に対する武力攻撃の排除それ自体を目的とする「いわゆる集団的自衛権」を認めたものではありません。これは、閣議決定を受けて開催された、衆参両院の予算委員会集中審議で明らかであります。

平成26年7月14日、衆議院予算委員会での公明党北側一雄副代表の質問に対し、内閣法制局長官は「他国に対する武力攻撃の排除それ自体を目的とするものではない」「72年見解における「いわゆる集団的自衛権」は、まさに集団的自衛権全般を指していると考え。その意味で丸ごとの集団的自衛権を認めたものではないという点では今回も変わっていない」と答弁。また、翌15日の参議院予算委員会での公明党西田実仁（まこと）参議院幹事長の質問に対し、安倍首相は「他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めるものではない」と答弁しております。

さらに、「閣議決定は解釈改憲か」との、西田参院幹事長の質問に対し、内閣法制局長官は「閣議決定は、憲法改正によらなければならないことを解釈の変更で行うとい

う意味での、いわゆる解釈改憲には当たらない」と答弁しております。

従って、議会案ならびに請願の前提そのものが違ってきます。

憲法 9 条の下で例外的に許される「武力の行使」についての考え方を詳細に述べた 1972 年の政府見解。

全 4 項目で構成されている、この度の閣議決定の 3 番目、「憲法 9 条の下で許容される自衛の措置」に示された、武力行使の新 3 要件。

閣議決定の中で、72 年の政府見解を指し、「この基本的な論理は、憲法第 9 条の下では今後とも維持されなければならない」と明確にしており、この点に関しても、平成 26 年 7 月 14 日、衆院予算委での北側副代表の「72 年見解と新 3 要件との間に、論理的整合性は確保されているのか」との

質問に対し、内閣法制局長官は「72年の政府見解の基本論理と整合すると考える」と答弁しております。

72年の政府見解の結論は次の通りです。

「あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認される。(中略) わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる」とされています。

次に、この度の閣議決定で示された新3要件は、「①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から

覆される明白な危険がある場合において、
②これを排除し、我が国の存立を全うし、
国民を守るために他に適当な手段がないと
きに、③必要最小限度の実力を行使するこ
と」としてしています。

①は明白な危険がある場合と限定、②は自衛の措置としてのみ許されるもの、③は必要最小限度の武力行使として、三重の縛りを掛けております。72年の政府見解からさらにハードルを上げたものとなっています。これを越えるには憲法を改正するしかありません。

また、専守防衛の堅持に関しても、平成26年7月14日の衆院予算委で、安倍首相は、「9条の下で許容されるのは必要最小限度の自衛の措置としての武力行使のみ。憲法の本質にのっとり受動的な防衛戦略の姿勢は変えず、専守防衛は維持する」「引

き続き、受動的な防衛戦略の姿勢は変わらない。また、海外派兵は一般に許されないという従来からの原則も全く変わらない。自衛隊が武力行使を目的として、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してないということは断言しておきたい」と答弁しております。

以上のことから、請願の中にある“安易な解釈改憲”“海外での戦争に参加することにつながる”との指摘は、当たらないものと考えます。

また、平和都市宣言をしている山形市の市長として、この度の閣議決定の所見を求められた一般質問に対する答弁の、“山形市の平和都市宣言の精神に逆行するもの”との認識は、全く違うものであると言わざるを得ません。

閣議決定の前文では、戦後日本が専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にはならず、平和国家としての歩みをより確固たるものにすると強調。さらに、力強い外交の推進や法の支配の重視、紛争の平和的解決への意志も示しております。

この度の閣議決定に対し、ジャーナリストの田原総一郎氏は、「公明党が強く反対をしたため、政府・自民党は大きく妥協。さまざまな条件をつけるなどして、当初の案を大幅に変更した。その結果なのだろう。できあがったものは、『個別的自衛権』で十分やれるのではないか、という内容なのだ」

「全文をよく読むと、集団的自衛権の行使を認めたというよりはむしろ、個別的自衛権を延長したものとも取れる文言になっている。先日の衆参の予算委員会でも、内閣法制局長官が閣議決定について、平和憲法

の基本原則である「自国防衛の基本は維持している」という趣旨の答弁をしたが、全くその通りだ。解釈改憲だとの批判もあるが、閣議決定を読む限りそれは当たらない。」との考えを示し、さらに、今後の法整備について、「問題はこれからだ。閣議決定に基づき、自衛隊法など多くの法律を改正しなければならない。来年の通常国会で審議が行われる予定だが、ここで公明党がどこまで踏ん張れるか、これからの勝負どころだと思う。」と述べています。

今回の閣議決定に基づいた法案の審議は、来年の通常国会がその論戦の舞台であり、議会案や請願で言われる“乱暴かつ不透明” “立憲主義を無視” “民主主義を否定” などではありません。求めなければならないのは、この法改正に対して、国民的な議論や国会での審議を十分重ねていくことであり

ます。

このことから、法改正への慎重審議を求める意見書であれば理解出来ますが、この度の議会案と請願の内容では、賛同することは出来ません。その意味で、歴史と伝統ある山形市議会として意見書を出すべきものではないと考えます。

以上の理由により、議会案第10号、請願第11号、請願第13号について、反対することを表明し、討論といたします。